社会福祉法人心和会 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

(改正 令和5年1月5日)

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人心和会(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条 の規定に基づき評議員及び役員の報酬等及び費用弁償について定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)役員等 評議員及び役員をいう。
 - (2)役員 理事及び監事をいう。
 - (3) 常勤役員 役員のうち、法人を主たる勤務場所とするものをいう。
 - (4) 非常勤役員 役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
 - (5)報酬等報酬、給与、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益並びに退職金及び退職慰労金をいい、その名称の如何を問わない。
 - (6)費用 役員等がその職務の執行に伴い負担する交通費、旅費等の経費をいう。

(評議員の報酬等算定方法)

第3条 評議員に対する報酬等は、別表第2に定める区分及び額とする。

(常勤役員の報酬等算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等は、別表第1に定める区分及び額とする。

(非常勤役員の報酬等算定方法)

第5条 非常勤役員に対する報酬等は、別表第2に定める区分及び額とする。

(法人職員の給与等との併給)

第6条 法人の職員を兼ね、職員給与及び旅費が支給されている役員に対しては、この規程に基づく報酬等及び費用は支給しない。

(費用弁償)

第7条 役員等が負担する費用は、別表第3に定める区分及び額により弁償する。

(報酬等及び費用の支給方法)

- 第8条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号に定める区分によるものとする。この場合、役員の同意を得て、口座振替の方法により支払うことができる。
 - (1)報酬 計算期間は、月の初日から末日までとし、毎月末日に現金で支払う。ただし、 支払日が金融機関の休業日に当たるときは、その日前においてその日に最も近 い金融機関の休業日でない日とする。
 - (2) 賞与 職員の期末手当及び勤勉手当の例による。
- 2 非常勤役員に対する報酬は、業務を行った都度支払うものとし、同一月で2回以上業務を行った場合は前項第1号の規定に準じて支払うことができるものとする。

- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支払う。
- 4 費用は、業務を行った都度支払うものとし、同一月で2回以上業務を行った場合は第2項 の規定に準じて支払うことができるものとする。

(報酬の日割り計算)

- 第9条 新たに常勤役員に就いた者には、その翌日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合はその日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 前項の規定により計算した場合、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(公表)

第10条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることができる。

附則

(適用期日)

- 1 この規程は、評議員会の承認があった日(平成29年6月29日)から適用する。 (社会福祉法人心和会評議員選任・解任委員会運営細則の一部改正)
- 2 社会福祉法人心和会評議員選任・解任委員会運営細則(平成29年1月4日)の一部を 次のように改正する。

「(委員の報酬等及び費用弁償)

第5条 委員は、無報酬とする。

2 委員に費用を弁償することができる。

費用弁償に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。」を

「(委員の報酬等及び費用弁償)

第5条 委員は、無報酬とする。

2 委員に費用を弁償することができる。

費用の額及び支給方法は、社会福祉法人心和会役員等の報酬等及び費用弁償に 関する規程(平成29年6月29日)第7条、第8条第4項及び別表第3の評議員に関する 規定を準用する。

費用弁償に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。」に改める。

(非常勤の役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の廃止)

- 3 非常勤の役員等の報酬及び費用弁償に関する規程(平成25年2月24日)を廃止する。 附 則
- この規程の改正に伴う施行日は、令和5年1月5日とする。

常勤役員に対する報酬等の額

役員の区分	報酬の額	賞与	退職金
	給与規程別表1給料表6級2号3	支給率は、当該常勤役	
理事長	番の額に給与規程に定める扶養	員と在職期間を同様と	
	手当、通勤手当及び管理職手当	する社会福祉法人心	
	に相当する額を加えた額	和会就業規則第3条第	不支給
	給与規程別表1給料表6級2号1	1項に規定する職員の	
理事	番の額に給与規程に定める扶養	期末手当及び勤勉手	
	手当、通勤手当及び管理職手当	当の平均支給率とす	
	に相当する額を加えた額	る。	

(報酬の額は、給料表が改定された場合はその額とする。)

別表第2(第3条、第5条関係)

非常勤役員に対する報酬等の額

役員の区分	業務の区分	報酬の額	退職金
評議員	法人の運営管理のために評議員 の業務に従事した場合	1回 12,640円	
理事	法人の運営管理のために法人の 業務に従事した場合	1回 12,640円	不支給
監事	定款第18条に規定する監査を行った場合	1回 12,640円	

別表第3(第7条関係)

費用の区分及び額

役員の区分	業務の区分	費用の額
	評議員会、理事会等の会議に	社会福祉法人心和会旅費規程(以下
評議員	出席し、又は定款第18条に規	「旅費規程」という。)第4条に規定する
非常勤役員	定する監査を行った場合	鉄道賃又は車賃並びに日当3,000円
	法人の業務を執行するために	旅費規程第2条に規定する役員に対す
	出張した場合	る旅費
	評議員会、理事会等の会議又	
	は定款第18条に規定する監査	不支給
常勤役員	に出席した場合	
	法人の業務を執行するために	旅費規程第2条に規定する役員に対す
	出張した場合	る旅費